

家庭数配布 (保存版)

令和4年4月14日

京都市立葵小学校
校長 市村 淳子

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校におきましては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合及び葵学区に「避難指示」（※「避難勧告」は廃止になりました）が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

(1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- 午前0時までに解除になった場合

5校時（13時25分）から始業（給食は中止）

- 午前0時現在、特別警報発令中の場合

臨時休業

2 暴風警報について

(1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- 午前 7時までに解除になった場合 平常授業

- 午前 9時までに解除になった場合 3校時（10時40分）から始業

- 午前 11時までに解除になった場合 5校時（13時25分）から始業（給食は中止）

- 午前 11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

4 避難指示が発令された場合について

水害の避難指示について

本校の校区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、**避難指示**の発令対象地域です。葵学区に**避難指示**が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考 (下表)】避難情報と居住者がとるべき行動の名称について

(学区ごとに発令されます)

【 内閣府(防災担当)「避難情報のガイドライン」の改定(令和3年5月20日)より 】

※ 「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置(登校の見合わせ等)を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【 警戒レベル3 】	避難指示 【 警戒レベル4 】	緊急安全確保 【 警戒レベル5 】
発令時の状況	・災害のおそれあり	・災害のおそれ高い	・災害発生または切迫している状況(必ず発令される情報ではない)
居住者が取るべき行動等	・ 高齢者等は危険な場所から避難 (立退き避難または屋内安全確保)する。 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。	・ 危険な場所から全員避難 (立退き避難または屋内安全確保)する。	・ 命の危険、直ちに安全確保 ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは**避難指示**が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後は、保護者の方のお迎えを待ち、年度初めにお聞きした「緊急時引き渡しカード」でうかがっている引き取りの方に対してお子様の「引き渡し」(本年度は11月に訓練実施予定)を行います。

ホームページ上に、引き渡しの流れを説明した動画を公開していますので、ご覧ください。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。